

船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（電源供給不能）
発生日時	令和元年5月26日 10時30分ごろ
発生場所	兵庫県明石市明石港東方沖 明石港東外港南防波堤灯台から真方位089° 1,000m付近 （概位 北緯34°38.5′ 東経135°00.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート清川丸は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 清川丸、1.3トン
船舶番号、船舶所有者等	260-42992兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣りの目的で漂流中、移動することとして船外機を始動しようとスタータースイッチを回した際、セルモータが僅かに回転するものの、始動することができなかったため、船長が118番通報し、えい航救助された。 船長は、本インシデント後、バッテリーのメインスイッチが劣化して接触不良となっていたのを認め、同スイッチを新替した。 船長は、本船を令和元年5月に中古船として購入した。
分析	本船は、漂流中、定期的な電路の点検が行われずにいたところ、バッテリーのメインスイッチに経年使用による接触不良を生じたことから、セルモータに電力が供給されず、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、漂流中、バッテリーのメインスイッチに経年使用による接触不良を生じたため、セルモータに電力が供給されず、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・バッテリーのメインスイッチの不具合に備え、メインスイッチを経由せずに電力を供給させる方法を把握しておくこと。